

第2章 将来像実現に向けた施策の展開

1 施策の体系

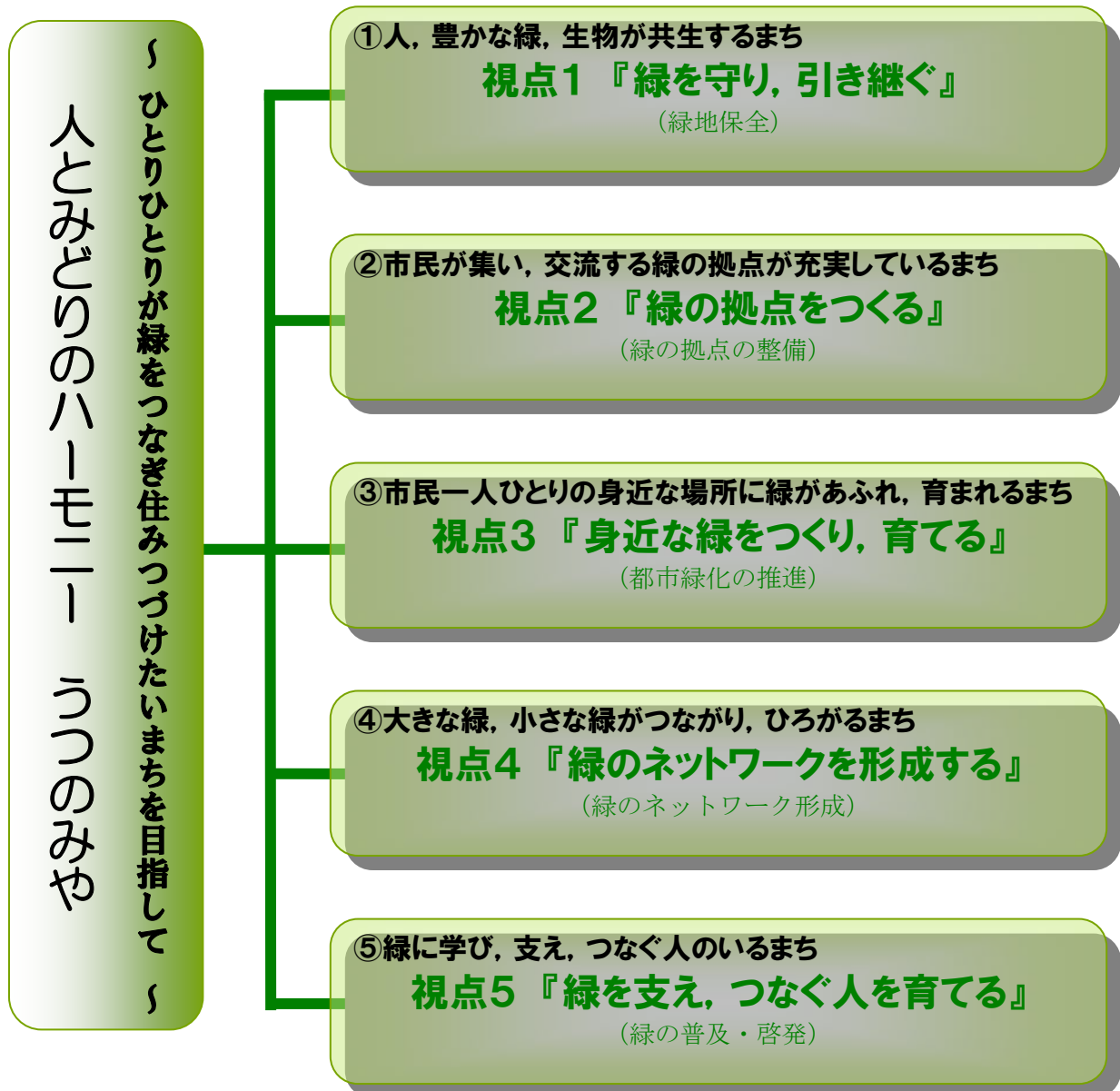
緑の将来像の実現，目標の達成に向けた施策の展開について体系図を以下に示します。

まず、「緑の将来像イメージ」から派生する5つの「将来像に向けた視点」を掲げ，視点ごとに取り組んでいく施策を示しています。さらに，それらの施策の中から「I計画にあたって」における「緑を取り巻く環境の変化」や緑の現況整理・課題を踏まえ，特に重点的に取組を進めるべき施策を「重点施策」としました。

また，重点施策を視点横断的に推進していくために，6つの「リーディングプロジェクト」を設定しています。

【基本理念と基本目標】

【将来像に向けた視点】



- ア. 中心市街地の重点的緑化
- イ. 都市の拠点の重点的緑化
- ウ. 都市農地(市街地近郊)や里山・樹林地の保全と活用
- エ. バランスある公園配置
- オ. 地域や場所の特徴を活かした公園や緑の維持管理
- カ. 市民協働によって緑を守り育てる仕組みづくり

重点施策を
視点横断的に
推進していくために

【主な施策】

◆：重点施策

【基本施策】

- 1-a 郊外部のまとまった緑を保全・活用する
- 1-b 河川の多様な緑を保全・活用する
- 1-c 人と共にある農の緑を保全・活用する
- 1-d 人に身近な緑を保全・活用する

- ◆郊外の山地や丘陵地などの森林の管理・保全
- ◇森林再生・育成につながる活動への支援
- ◇河川と周辺緑地の一体的な保全と活用
- ◇ダム湖や池沼と周辺緑地の一体的な保全と活用
- ◇優良農地と周辺環境の一体的な保全
- ◆市街地の農地の保全・活用
- ◇保全すべき緑の優先度評価
- ◆里山・樹林地の管理・育成につながる市民・企業との連携強化 など

- 2-a 緑あふれる魅力ある拠点をつくる
- 2-b 身近な場所に緑の拠点をつくり、活用する
- 2-c 誰にでも安全・安心な拠点をつくる

- ◇広域の交流拠点にふさわしい公園づくり
- ◇自然と共生する公園づくり
- ◆「身近な生活圏の公園づくり指針」に基づく公園づくり
- ◆地域がつくり、地域に愛される公園づくり
- ◇ユニバーサルデザインを取り入れた誰でも楽しめる公園づくり
- ◇学校、福祉施設、文化施設等の公共施設と連携した公園づくり など

- 3-a 公共施設での緑化を推進する
- 3-b 道路・河川での緑化を推進する
- 3-c 民有地での緑化を推進する
- 3-d 愛着のもてる緑の創出を推進する

- ◇公共施設緑化の推進と維持・管理体制の確立
- ◇学校における樹木・草花の育成やビオトープ池づくり
- ◇樹木（街路樹）の里親制度の継続と発展
- ◇フラワーロードを目指した花壇等の設置と植栽帯の整備
- ◆商業・業務施設等における緑化
- ◆緑化に関する基準の設定と支援の充実
- ◇緑に関する子ども向け教材の充実と活用
- ◆緑化に関するアドバイザーの設置 など

- 4-a ネットワーク軸である河川の保全・緑化を進める
- 4-b ネットワーク軸となる道路沿いの緑化を進める
- 4-c 緑のネットワーク拠点を充実させる

- ◆河川と周辺緑地の一体的な保全と活用
- ◆多自然川づくりの推進
- ◆風の道形成につながる緑化の推進
- ◇優良な緑のモデル地域選出と回遊プランの実施
- ◇ダム湖や池沼と周辺緑地の一体的な保全と活用
- ◇市街地の農地の保全・活用 など

- 5-a 緑に関する普及啓発を推進する
- 5-b 緑に係わる人材を育てる
- 5-c 緑に係わる人・団体等への支援を充実させる

- ◇自然環境モニタリングの継続的实施
- ◇緑に関するイベントの実施
- ◇自然体験学習や環境学習講座の拡充
- ◇学校版環境 ISO 認定制度を活用した環境教育の推進
- ◆公園・道路・河川などの維持管理活動を行う市民・団体等のネットワークづくりと支援
- ◇緑に関する基金の充実 など

2 施策の方針

(1) 重点施策の設定

将来像の実現に向けて、総合的な課題に対応しながら特に重点的に進めていくべき取組を「重点施策」に設定しました。

重点施策以外の施策においても、全てが今後取組を進めるべき内容ですが、その中でも早期に取り組み、各事業を実施していく上で先導的に進めることが必要と考えるものを抽出しています。

視点1 『緑を守り、引き継ぐ』

生物多様性の保全や地球温暖化問題の課題へ対応していくために、緑のもつ環境保全機能の発揮に向け、山地などの広がりある緑の保全に力を入れます。また、市街地に近く、開発の影響で消失しやすい里山・樹林地や、緑被率の減少割合が最も大きかった農地を、市民・企業などの協力を得ながら保全・活用を進めることを重視します。

| 施策 No. | 施策項目 |
|--------|------------------------------|
| 1-1 | 郊外の山地や丘陵地などの森林の管理・保全 |
| 1-10 | 市街地の農地の保全・活用 |
| 1-11 | 遊休農地の利活用 |
| 1-14 | 里山・樹林地の保全・活用 |
| 1-16 | 生態系や景観に配慮した豊かな森づくり |
| 1-17 | 里山・樹林地の管理・育成につながる市民・企業との連携強化 |

視点2 『緑の拠点をつくる』

今後のストック型社会に向け、公園づくりにおいても既存の公園、新規に整備する公園ともに、地域に長く愛され、使ってもらえるよう、地域の声を反映した公園づくり、維持管理を重視します。また、市民の身近な場所に公園が存在するように公園の適正配置に解消に向けた取組を進めます。

| 施策 No. | 施策項目 |
|--------|---------------------------|
| 2-8 | 「身近な生活圏の公園づくり指針」に基づく公園づくり |
| 2-9 | 未利用地等の借地公園としての活用 |
| 2-10 | 中心市街地の憩いの場づくり |
| 2-11 | 地域がつくり、地域に愛される公園づくり |

視点3 『身近な緑をつくり、育てる』

緑の創出が望まれる市街化区域内、特に、ネットワーク型コンパクトシティを目指す上で重要である都市の拠点の魅力向上を図るため、中心市街地等、都市の拠点での良好な景観形成、防災機能の強化、ヒートアイランド緩和等、都市環境保全にもつながる効果的な緑の創出に力を入れます。また、様々な主体の協働により緑の質向上（適正な維持管理）を進めることを重視します。

| 施策 No. | 施策項目 |
|--------|---------------------|
| 3-2 | 都心部の魅せる緑の創出 |
| 3-3 | 防災機能の向上を目指した公共空間の緑化 |
| 3-4 | 学校の緑化と維持・管理 |
| 3-8 | 街路樹の適正な維持管理 |
| 3-11 | 商業・業務施設等における緑化 |
| 3-12 | 住宅地における緑化 |
| 3-14 | 緑化に関する基準の設定と支援の充実 |
| 3-17 | 目を楽しませる花や緑の創出 |
| 3-20 | 緑化に関するアドバイザーの設置 |

視点4 『緑のネットワークを形成する』

生物多様性の保全や良好な景観形成等、多様な機能のさらなる発揮に向け、道路や河川沿いにおける緑の保全及び緑化を重視します。また、山地・丘陵部の冷涼な大気を中心市街地へ送り込む風の道の形成を強化することに力を入れます。

| 施策 No. | 施策項目 |
|--------|-------------------|
| 4-1 | 河川と周辺緑地の一体的な保全と活用 |
| 4-2 | 多自然川づくりの推進 |
| 4-5 | 風の道形成につながる緑化の推進 |

視点5 『緑を支え、つなぐ人を育てる』

緑のまちづくりの担い手となる市民・団体・企業などが、さらに緑について知り、学ぶことのできる場を充実させることに力を入れます。また、緑に関わっていく中で、人と人の交流や情報交換の機会を増やし、それぞれの活動の活性化につなげることを重視します。

| 施策 No. | 施策項目 |
|--------|--|
| 5-6 | 緑の相談所の規模の拡大と機能拡充 |
| 5-7 | 多様なメディアを活用した、緑に関する情報発信 |
| 5-13 | 緑地保全や緑化推進のリーダーの育成・活用 |
| 5-16 | 公園・道路・河川などの維持・管理活動を行う市民・団体等のネットワークづくりと支援 |

ア. 中心市街地の重点的緑化

① 目的

第2次宇都宮市都市計画マスタープランにおいて中心市街地は都心拠点に位置づけられており、「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向けて今後多くの都市機能が集積する本市の顔であり、かつ北関東の玄関口として訪問者を迎えるためにさらなる発展が進む場所です。このため、中心市街地において、目に見える緑の創出など、緑化を重点的に進めることにより、街の位置づけにふさわしい潤いや風格の感じられる景観の形成や良好な都市環境の維持を目指します。

② 実施概要

- ・地域住民との意見交換を通して、本市の顔として「宇都宮らしさ」が感じられる緑化を進めます。緑化地域制度導入等、緑化基準の設定も見据え、中心市街地全域において着実な緑の増加を図ります。
- ・市街地再開発事業等、中心市街地の開発に係わる事業実施の際には、環境や景観の面から樹種選定を適切に行い、十分に緑を創出します。また、宇都宮市景観計画に基づく景観形成重点地区（予定地区を含む）での取組とも連携していきます。
- ・公共施設において、防災の視点にも配慮しながら緑化を進め、地域の緑化モデル拠点としてPRしていきます。これらを通して市内全体への取組の普及啓発を進め、協働による緑化拡大につなげます。
- ・大通りやシンボルロード、バンパ通りなど通行量が多く、目につきやすい沿道を中心に、街路樹の適正な維持管理・育成を進めます。育成・維持管理にあたっては、地域住民や商店街、自治会とも話し合いながら協働による進め方の検討・実行につなげます。
- ・商業・業務施設や住宅等の建物周辺においても、屋上・壁面緑化や生垣設置を推進するとともに、プランターやフラワーポットによる、人の目を楽しませてもらえる緑や花による演出を進め、回遊性の向上にもつなげます。

③ 関連施策（※重点施策は黄色で網掛け）

| | |
|----------|---------------------------|
| No. 2-9 | 未利用地等の借地公園としての活用 |
| No. 2-10 | 中心市街地の憩いの場づくり |
| No. 3-1 | 公共施設緑化の推進と維持・管理体制の確立 |
| No. 3-2 | 都心部の魅せる緑の創出 |
| No. 3-3 | 防災機能の向上を目指した公共空間の緑化 |
| No. 3-7 | フラワーロードを目指した花壇等の設置と植栽帯の整備 |
| No. 3-8 | 街路樹の適正な維持管理 |
| No. 3-11 | 商業・業務施設等における緑化 |
| No. 3-12 | 住宅地における緑化 |
| No. 3-14 | 緑化に関する基準の設定と支援の充実 |
| No. 3-17 | 目を楽しませる花や緑の創出 |

【中心市街地の緑の将来像図に基づく，取組例】

地域住民との十分な意見交換を通じた，協働による街路樹の維持管理推進，魅力あふれる景観形成

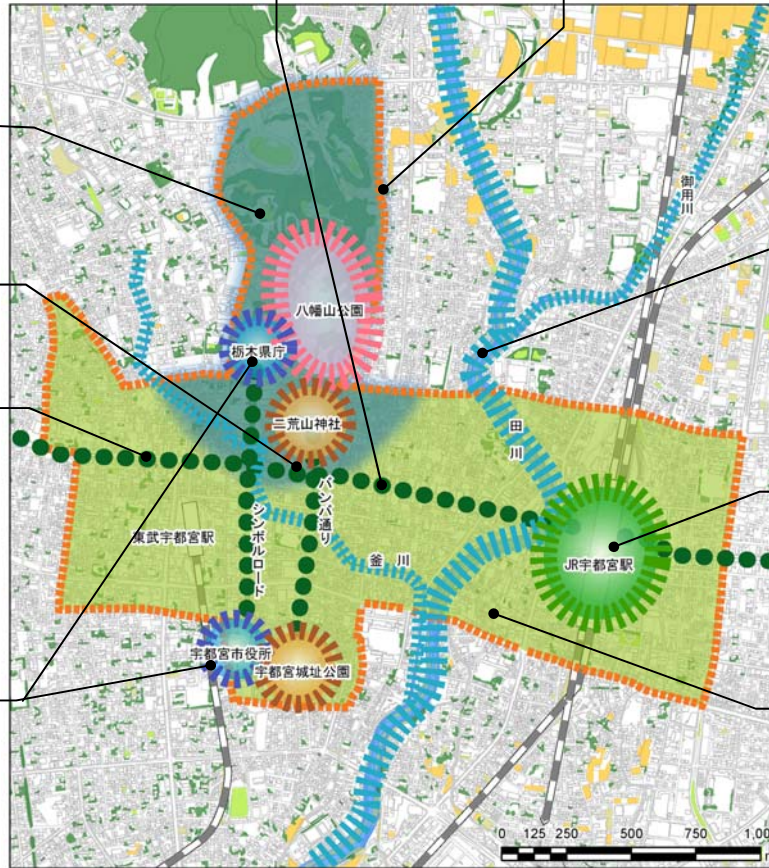
緑化地域制度の導入も見据えた緑化基準設定

住宅周辺の緑化による，北西部樹林地からの楔状の緑のつながり維持

市街地再開発事業とも連携した緑化の推進

目に付きやすい沿道における街路樹の健全な育成

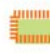



宇都宮市役所，栃木県庁における，地域の緑化モデル拠点としての緑化推進



河川沿いの緑の創出

北関東の玄関口にふさわしい，花壇や街路樹による風格の感じられる駅前景観の形成

商業・業務施設や住宅地における，プランター・フラワーポットによる緑化，屋上・壁面緑化，生垣設置の推進

- 
 まちの顔としての重点緑化拠点
 (中心市街地の区域)
- 
 北関東玄関口重点緑化拠点
- 
 緑ネットワーク軸
- 
 風の道形成に向けた緑化拠点
- 
 緑化モデル拠点
- 
 水のネットワーク軸
- 
 花と緑の交流・レクリエーション拠点
- 
 歴史・文化の交流・レクリエーション拠点



田川沿いの緑の様子



シンボルロードの様子



大通りの様子 (JR 宇都宮駅前より)



バンバ通りの様子

イ. 都市の拠点の重点的緑化

① 目的

将来の都市の姿である「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成に向け、第2次宇都宮市都市計画マスタープランでは都市における拠点として「地域交流拠点」、「産業・流通拠点」、「観光・交流拠点」が位置づけられています。今後地域の拠点としての機能の向上を進める中で、それぞれの特性に応じた緑化により快適で魅力の感じられる拠点を形成することを目指します。

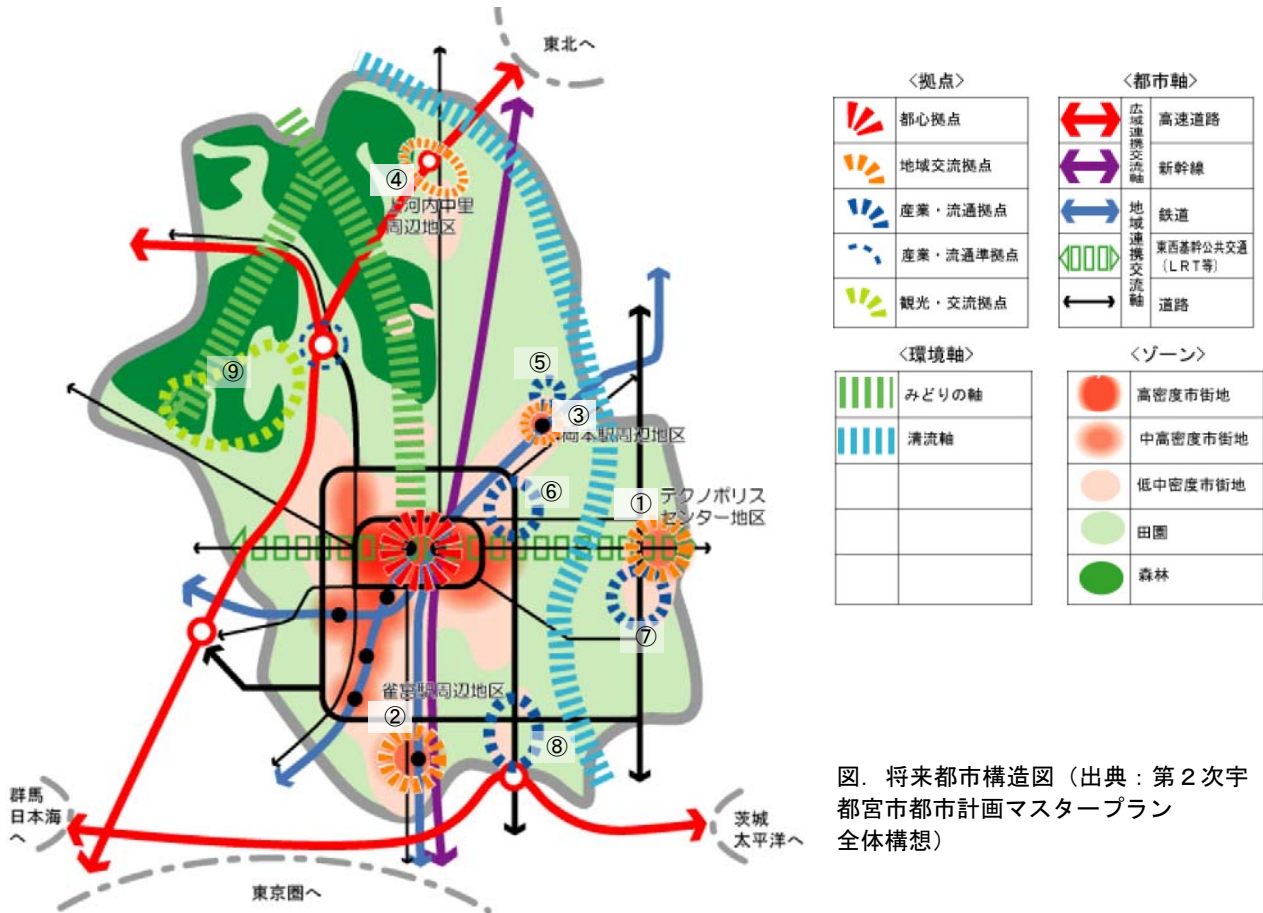
② 実施概要

- ・地域住民との意見交換を通して、拠点の個性や特色が感じられるような緑化を進めます。
- ・地区計画や緑地協定の新規指定を促進し、民有地の確実な緑化につなげます。
- ・土地区画整理事業など、都市開発に係わる事業実施の際には、環境に適した樹種の選定に配慮しながら十分に緑を創出することができるよう配慮します。
- ・「地域交流拠点」等においては、駅前や商業施設周辺などでの、プランターやフラワーポットの設置等により、人の目を楽しませてくれる緑や花によって演出します。また、景観形成推進地区に指定されている上河内中里周辺地区内の土地区画整理事業地区では、緑化率の遵守等により、地域住民が主体となった緑あふれる住宅景観づくりを進めます。
- ・「産業流通拠点」等においては、工場敷地内の周囲との景観との調和につながるような緑化を進めます。
- ・「観光・交流拠点」等においては、公共施設での緑化を進め、広域から人が訪れ、楽しむことのできる魅力ある空間にします。

③ 関連施策（※重点施策は黄色で網掛け）

| | |
|----------|----------------------|
| No. 3-1 | 公共施設緑化の推進と維持・管理体制の確立 |
| No. 3-3 | 防災機能の向上を目指した公共空間の緑化 |
| No. 3-6 | 樹木（街路樹）の里親制度の継続と発展 |
| No. 3-8 | 街路樹の適正な維持管理 |
| No. 3-12 | 住宅地における緑化 |
| No. 3-13 | 工場周辺における緑化 |
| No. 3-14 | 緑化に関する基準の設定と支援の充実 |
| No. 3-20 | 緑化に関するアドバイザーの設置 |

【都市の拠点の概況と緑化方針例】



| 拠点区分 | | 概要※ | 緑化方針例 |
|--|-------------------|---|--|
| 地域 交流 拠点 | ①テクノポリス センター地区 | ・土地区画整理事業により産業機能と居住機能、生活利便施設が複合したまちづくりが進められている。 | ・地域住民の意見を踏まえた、地域の特徴・個性を活かした緑化 ・土地区画整理事業等における計画的な緑化 ・地区計画、緑地協定等、既存制度の活用による緑化 ・景観形成推進地区としての緑化率の基準遵守、良好な景観形成 (④) |
| | ②雀宮駅周辺 地区 | ・西側には古くから市街地が形成されている。 ・駅前通りや駅前広場等の整備、良好な街並みの形成、面整備の検討などの整備方針となっている。 | |
| | ③岡本駅周辺 地区 | ・駅西口地区でのスプロール化した市街地改善が課題であることなどから、土地区画整理事業が進められている。 ・駅関連施設の整備が進められている。 | |
| | ④上河内中里周 辺地区 | ・道路・公園を始めとする公共施設が不十分であることなどから、土地区画整理事業が進められている。 | |
| 産業・流通拠点 (⑤河内工業団地, ⑥平出工業団地, ⑦清原工業団地, ⑧インターパーク地区) | | ・既存の工業団地等を位置づけている。 ・周辺環境との調和に配慮しながら、機能の維持強化を図ることとしている。 | ・工場敷地内における周囲の景観と調和した緑化 |
| 観光・交流拠点 (⑨大谷公園周辺地域) | | ・地域固有の自然等を活かした観光資源が多く分布する地域である。 ・歴史・文化や自然景観、農産物などの地域資源を活かすとともに北西部地域と一体となった回遊性の向上を図るなど、魅力ある観光エリアとして整備することとしている。 | ・広域の観光・交流拠点にふさわしい、魅力ある空間づくりにつながる緑化 |

※各拠点の概要は、第2次宇都宮市都市計画マスタープラン地域別構想(素案)を参考に記載

ウ. 都市農地(市街地近郊)や里山・樹林地の保全と活用

① 目的

市街地近郊の農地，里山・樹林地は，生物多様性や水源涵養等の様々な機能を発揮しますが，市街地近郊という立地上，これらの緑の面積は開発等の影響によって減少傾向が続いています。また，耕作放棄や管理放棄等により，残された緑についても質の低下が懸念される状況です。これらの緑を適正に維持管理しながら保全し，さらに自然とのふれあいの場として活用していくことにより，今後も多様な機能がさらに発揮されていくことを目指します。

② 実施概要

- ・地域における地産地消の推進や，これらの取組に積極的な生産者の営農活動に対する支援など，農業を営みやすい環境づくりを通し，市街化区域や市街地近郊農地の保全につなげていきます。また，遊休農地については，生産者へ作付を促進するとともに，市民農園や体験農園など市民等が農業に親しむために活用します。
- ・(財) グリーントラストうつのみやによる保全契約緑地の維持管理活動の推進のほか，市民・企業が活動することのできる場所の確保，実施体制の構築を進めます。
- ・「潜在自然植生」の概念に基づく「もったいないの森 長岡」植樹事業を始めとし，地域の自然環境に配慮した緑を，新たに育て，都市近郊における豊かな自然を再生する取組を広げていきます。
- ・農地や樹林地などが安全で快適な都市づくりにおいて果たしている機能について，宇都宮市農林公園等も活用しながら広く市民に普及啓発を行います。

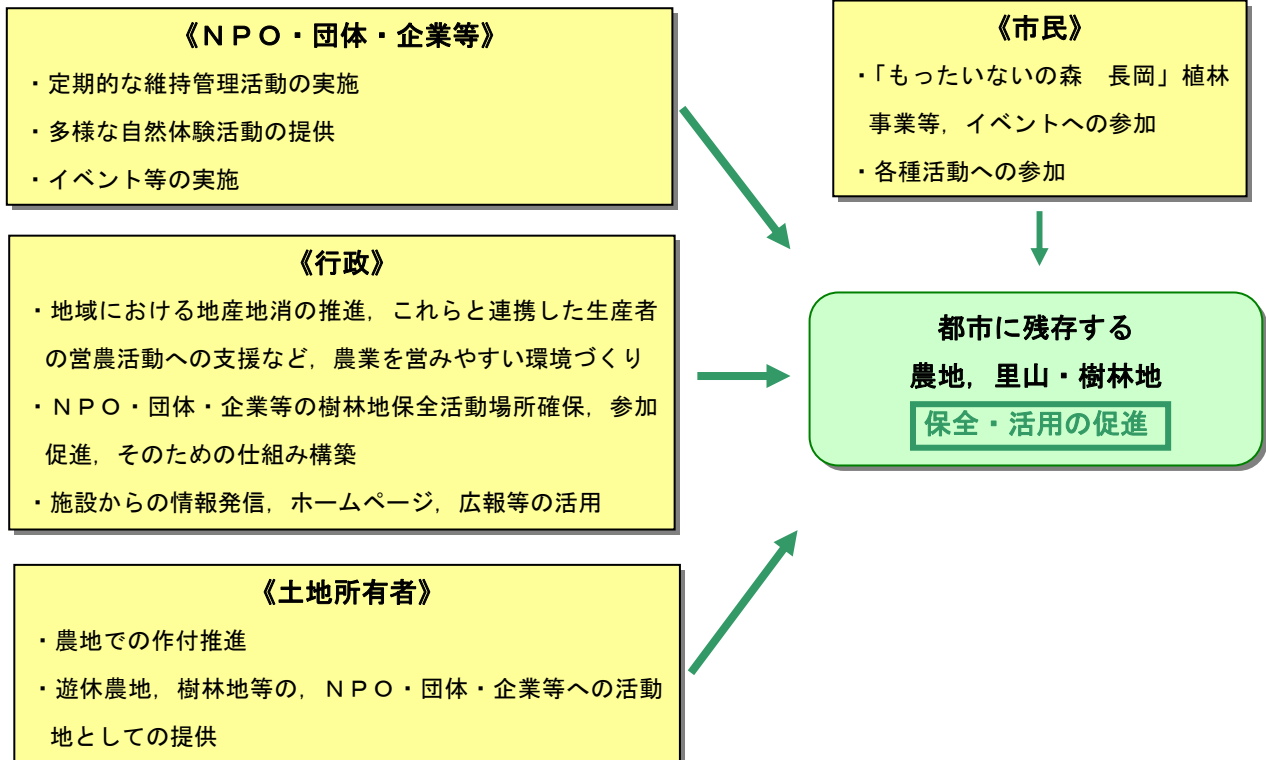
③ 関連施策（※重点施策は黄色で網掛け）

| | |
|----------|------------------------------|
| No. 1-1 | 郊外の山地や丘陵地などの森林の管理・保全 |
| No. 1-2 | 森林再生・育成につながる活動への支援 |
| No. 1-4 | 森林の，自然とのふれあいの場としての活用 |
| No. 1-10 | 市街地の農地の保全・活用 |
| No. 1-11 | 遊休農地の利活用 |
| No. 1-14 | 里山・樹林地の保全・活用 |
| No. 1-16 | 生態系や景観に配慮した豊かな森づくり |
| No. 1-17 | 里山・樹林地の管理・育成につながる市民・企業との連携強化 |
| No. 5-4 | 森林の公益的機能の普及啓発 |

【用語解説】

「潜在自然植生」：現在の地形で人為的影響を一切停止したときに，その土地が示すと理論的に説明することのできる自然植生のこと。実際の植生回復に応用する試みが各地で行われている。

【主体別の農地・里山・樹林地の保全・活用取組イメージ】



エ. バランスある公園配置

① 目的

近年整備されてきた公園は開発事業に伴うものが多いため、その配置についてコントロールできず、用地の選定や取得などの課題により新規公園整備が進まないため、公園面積の地域間格差が依然見られる状況です。このような地域間の格差の解消に向けて、計画的な公園整備や財源確保を確実にし、市民の身近な場所に、魅力ある公園がある状態を目指します。

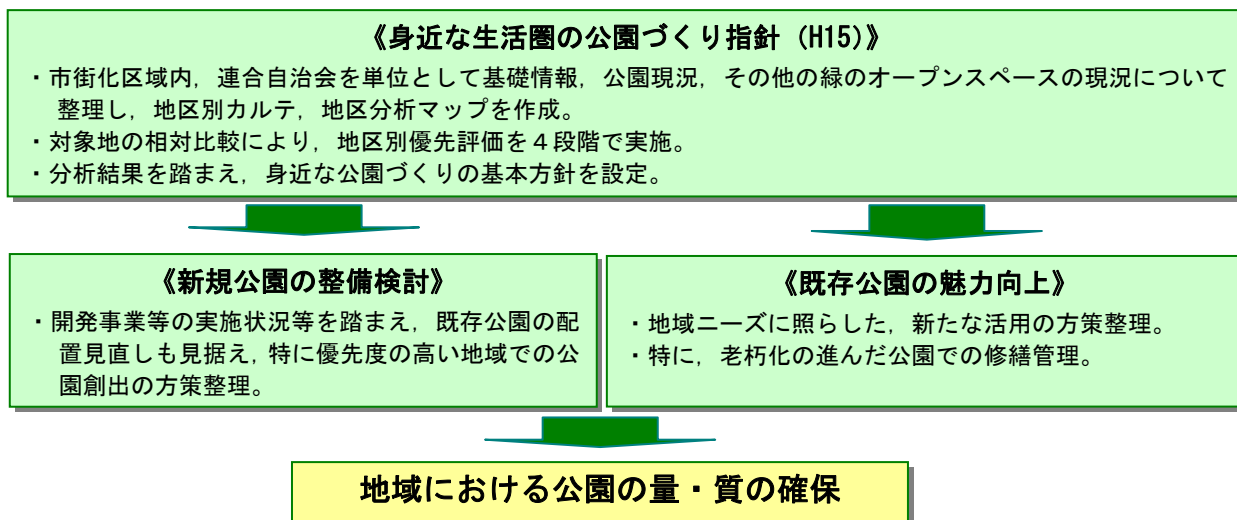
② 実施概要

- ・身近な公園の配置方針を定めた「身近な生活圏の公園づくり指針」（平成 15（2003）年策定）により、既存公園の配置の見直しも見据え、公園整備の優先度が高い地域における公園の新規整備を図ります。
- ・土地区画整理事業や市街地再開発事業等の他事業の進捗及び今後の都市開発の動向も踏まえ、多様な財源の確保方策の具体化等を進めます。
- ・公園用地の確保が難しい場所においては、未利用地を活用した借地公園等、様々な手法を活用していきます。
- ・新規公園の整備を進める一方で、既存公園についても魅力向上、個性の創出を進めることにより、公園の量的な配置に加え、質的にも充実した地域を増やします。
- ・新規公園整備、既存公園のリニューアルに当たっては、ワークショップ形式等により地域住民とも意見交換を十分に行いながら、地域が求める公園を設置します。

③ 関連施策（※重点施策は黄色で網掛け）

| | |
|----------|------------------------------|
| No. 2-8 | 「身近な生活圏の公園づくり指針」に基づく公園づくり |
| No. 2-9 | 未利用地等の借地公園としての活用 |
| No. 2-10 | 中心市街地の憩いの場づくり |
| No. 2-11 | 地域がつくり、地域に愛される公園づくり |
| No. 2-13 | 学校、福祉施設、文化施設等の公共施設と連携した公園づくり |

【バランスある公園配置を進める仕組み】



オ. 地域や場所の特徴を活かした公園や緑の維持管理

① 目的

身近な街路樹や公園、学校等の公共施設の緑は、潤いや地域の特徴が感じられる景観を形成しています。一方、落ち葉掃除、除草や剪定など、継続的な維持管理のために地域全体で協力することが求められます。このため、自治会などの身近な範囲において、地域の住民、事業者、施設利用者等、関係者が一体となって地域の特徴の感じられる緑の保全と緑化、維持管理を実践し、地域内の人と人のつながりの醸成を目指します。

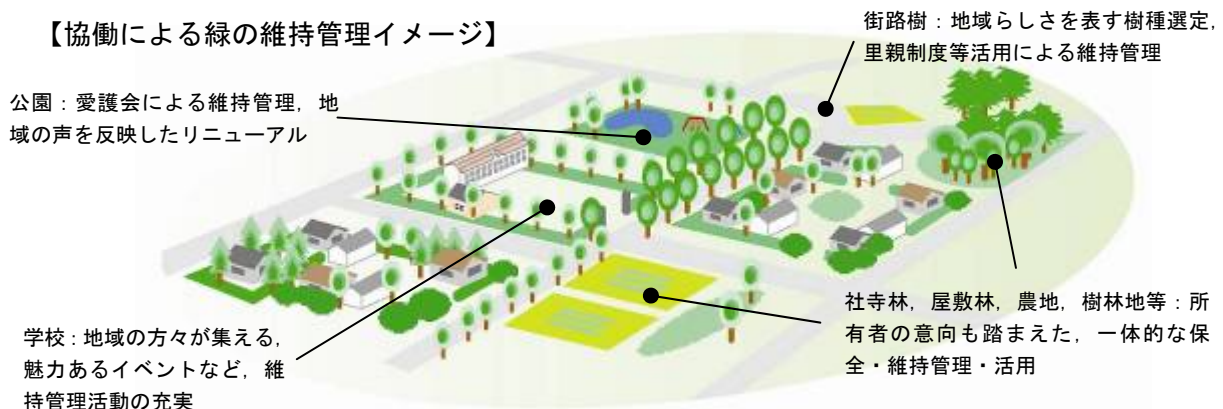
② 実施概要

- ・地域のシンボルともなる街路樹について、樹種選定の段階から維持管理のあり方まで、地域全体で話し合いを通して決めていきます。その際、周囲の環境に適し、地域らしさを表す樹種選定に配慮するとともに、維持管理における樹木の里親制度等の活用による地域の参加を促進します。
- ・街区公園等において、公園愛護会によって維持管理を進めます。また、今後の公園の使い方や活用方法、必要な整備について会のメンバーが中心となって考え、地域の声を反映した公園のリニューアル及び活用を進めます。
- ・学校等の地域内にある公共施設においては、地域の方々が集い、緑の維持管理に係わることのできるような魅力あるイベントや活動の機会を創出します。
- ・社寺林や屋敷林、樹林地、農地などの保全のあり方について所有者の協力も得ながら考え、周囲の景観との一体的な保全、維持管理、さらに活用を進めます。自治会など、地域の活動組織において、十分な意見交換を進めます。

③ 関連施策（※重点施策は黄色で網掛け）

| | |
|----------|-----------------------|
| No. 1-3 | 歴史・文化資源の、周辺の緑との一体的な保全 |
| No. 1-11 | 遊休農地の利活用 |
| No. 1-15 | 屋敷林や社寺林の保全 |
| No. 2-11 | 地域がつくり、地域に愛される公園づくり |
| No. 3-4 | 学校の緑化と維持・管理 |
| No. 3-6 | 樹木（街路樹）の里親制度の継続と発展 |
| No. 3-8 | 街路樹の適正な管理 |
| No. 3-12 | 住宅地における緑化 |
| No. 3-17 | 目を楽しませる花や緑の創出 |

【協働による緑の維持管理イメージ】



カ. 市民協働によって緑を守り育てる仕組みづくり

① 目的

これまで、市民、団体などの努力によって、緑を守り、育てる取組が市内各所で進められてきました。しかし、それらの様々な活動主体間で情報の交換を行ったり、一緒に活動を行うなどのつながりをもたせることが十分ではない面もありました。このため、係わる全ての人々が相談し、意見を交わすことのできる場を設けることにより、それぞれの能力の向上や活動の活性化につなげ、市民・企業・行政の協働による緑の保全・緑化の推進を目指します。

② 実施概要

- ・市民等との協働により進めていく取組に関して、緑に係わる人々が集い、意見交換や情報収集をすることのできる場として、緑のプラットフォームづくりを進めます。具体的な設置方法として、緑の相談所の支援分野を拡大し、その役割を担っていきます。
- ・緑の保全と緑化それぞれの部会をプラットフォーム内に設置し、相談者に対する的確な支援や、活動団体間のスムーズな意見交換を促進します。
- ・緑化ボランティア養成講座の修了者や、市内で緑の保全活動に取り組む個人・団体等を緑保全・緑化ボランティアリーダーとして登録し、登録者が中心となって緑の相談所の取組をサポートするなどの仕組みを構築します。
- ・これまで様々な場所・範囲でそれぞれ活動してきた人たちのネットワークづくりを推進し、人材交流やイベント等への多くの市民の参加につなげます。

③ 関連施策（※重点施策は黄色で網掛け）

| | |
|----------|--|
| No. 5-3 | 緑に関するイベントの実施 |
| No. 5-6 | 緑の相談所の規模の拡大と機能拡充 |
| No. 5-7 | 多様なメディアを活用した緑に関する情報発信 |
| No. 5-13 | 緑地保全や緑化推進のリーダーの育成・活用 |
| No. 5-16 | 公園・道路・河川などの維持・管理活動を行う市民・団体等のネットワークづくりと支援 |

【緑のプラットフォームイメージ】

